



ティー・ブレイク

NO. 86

タイムカプセル

パテント誌の編集はどのようにして行われているのか。パテント誌の特集はどのようにして組まれるのか。だいたい、著者はどのようにして選ばれるのか。

これは、パテント誌を読む側にとっては、いささか不思議なことである。

ただ、これらの「不思議」は、パテント編集委員会の委員になってみると、あっという間に解消する。もちろんそれは、実感を伴った苦勞として明らかになるのであるが、実際に、パテント誌の編集は、4人が一つの単位となって「班」を構成し、その班が責任を持って個別に編集作業をしている。班は全部で6班あり、例えば1班が9月号と3月号を担当する、というように、1つの班に対して年間で2つの号を担当させる形態をとっている。

また、ときには、これらの「班」とは別に「部会」というものを作り、トピックス的なものについて特別な検討を行う場合もある。この「部会」というのは、毎年設置されるものではなく、必要に応じて適宜設置されるものであるが、今年は2つの部会を設置し、第1部会にはコラム記事の検討を、第2部会には判例記事についての検討を行った。

コラム記事の検討というのは、もっと親しまれ、皆に読まれるパテント誌にするために、肩の凝らない記事や皆が読みたくするような記事を掲載しようという目的の下に行われたものであり、この目的達成のために結成された第1部会では、有名人に書いてもらおうとか、「ここがおかしいぞ弁理士」なんてものはどうかとか、やはり最近の話題は税金でしょう、などと、ウケ狙いが強すぎたがゆえに、少々無理スジであったり、はたまた、かなり危険なセンを行くものなどが話し合われていた。

一方、「判例」といって読者の皆さんに最初にピンと来るのは、パテント誌の後ろのほうについている「判例要約」であろうが、これは実は、昔々の、まだパテント誌への投稿が少なかった時代に（注：今では溢れるほど投稿原稿があります）、紙面を埋めるために考案されたものなのである。ところがこれが、現在の時代の趨勢では、これだけは読む、という人が居るぐらいに関心が高い。

しかしながら、もともとは「紙面を埋めるため」に設置されたものであるから、それほど規律がきちんとしているわけではなく、原稿掲載のチェック項目ですら明確ではなかったのである。こうしたことから、第2部会では、著者に対する要望書や原稿チェックリストの作成を行った。

ここでついでに白状してしまうと、このティーブレイクに対しても、「記事の内容がけしからん」ということで何回か指摘を受けた。「パテント誌のエッセイを恒常的に書き続けるなら、プロも同然だ。いやしくもプロであるならば、こまやかなことに気付くべきだ。委員長のアンタから、よく言うておいてくれ。」と何度か言われた。ここで、誤解の無いように言うておくと、この「ティーブレイク」に固定した著者は居ない。書くのが好きな人が書いているだけである。

この記事が出る頃には私は既に委員長ではないが、上記の非難に対する当時の私の答えは「ええ、本人によく言うておきます」であった。ついついそう答えてしまったが、騙すつもりは無かったということではどうかご容赦いただきたい。

ただ、要するに、こんなような雰囲気の中で、パテント誌は作られているのである。

(正)